

平成31年度幼稚園利用者負担額（保育料）について

幼稚園の利用者負担額（保育料）は、国が定める上限額の範囲で市町村が定め、保護者の方の市民税課税額により決定します。

なお、平成31年度の利用者負担額の最終決定は、平成31年3月末頃となります。

1 利用者負担額（保育料）の算定の時期について

平成31年4月～8月	平成30年度市民税で算定
平成31年9月～平成32年3月	平成31年度市民税で算定

※1) 世帯の所得状況などにより9月に保育料が変更になる場合があります。

※2) 平成31年1月1日時点で鳴門市に住所がなかった保護者については、幼稚園利用者負担額（保育料）算定のため、7月頃に所得課税証明書の提出をお願いしますので、ご協力をお願いします。

2 幼稚園利用者負担額（保育料）の軽減について

保護者の方に負担いただく幼稚園利用者負担額（保育料）について、下記のとおり軽減を実施しています。

ひとり親世帯等

第③階層の場合、第1子から無料となります。

第④階層の場合、第1子が3,000円、第2子以降は無料となります。

※ひとり親世帯等とは「母子・父子世帯」及び「在宅障がい児（者）のいる世帯」をいいます。

○母子・父子世帯必要書類

「児童扶養手当証書の写し」または「戸籍謄本」で確認します。

○在宅障がい児（者）のいる世帯必要書類

「身体障害者手帳の写し」「療育手帳の写し」「特別児童扶養手当証書の写し」「国民年金証書の写し」のいずれかで確認します。

みなし寡婦（夫）控除

市民税における寡婦（夫）控除がされたものとみなして保育料を算定します。税額が低く算出されることで、保育料の階層が変更になる可能性があります。申請書の提出が必要です。

多子世帯

I 第④階層の場合、兄弟の年齢にかかわらず、第2子については半額、第3子以降は無料となります。

II 第⑤・⑥階層の場合で、兄弟が小学校3年生以下に2人以上いる場合、第2子については半額、第3子以降は無料となります。

III 第④・⑤階層の世帯で、扶養している18歳未満の子どもが2人以上いる場合、第2子については無料となります（※満3歳児除く）。

IV 第⑤・⑥階層の世帯で、生計を同一にしている子ども等を3人以上養育している場合は、第3子以降については無料となります。

兄弟が鳴門市外に住民票がある場合は、保険証のコピーなど同一保護者に養育されている証明書が必要です。

※ III・IVの場合は、「多子世帯利用者負担額無料化申請書」の提出が必要です。

※ 保護者の方からの支給認定申請書提出時点で、利用者負担額の階層区分が把握できないため、多子世帯利用者負担額無料化申請書をご提出いただいても、無料化にならない場合がありますので、ご了承下さい。

その他、ご不明な点があれば右記までお問い合わせください。

鳴門市教育委員会
学校教育課 幼稚園担当
電話 686-8802

1号教育認定 平成31年度鳴門市立幼稚園利用者負担額(保育料)(案)

階層区分	利用者負担額(保育料)				
		多子世帯			ひとり親世帯等
		①～④階層	年齢制限なし		
		⑤～⑥階層	小学校3年以下		
①生活保護法による被保護世帯	0円		-		-
②市民税非課税世帯	0円		-		-
③市民税均等割のみ課税世帯	3,000円				0円
		第2子以降	0円		-
④市民税所得割課税額77,100円以下	8,000円	第2子(半額)	4,000円	※1	
		第3子	0円		第2子以降 0円
⑤市民税所得割課税額211,200円以下	9,000円			※2	
		第2子(半額)	4,500円	※3	-
		第3子	0円		
⑥市民税所得割課税額211,201円以上	10,000円			※4	
		第2子(半額)	5,000円		-
		第3子	0円		

※1～※4で申請書を提出する場合は、利用者負担額が無料となります。

※1 保護者が扶養する18歳未満(高校修了まで)の子どもがいる場合

※2 保護者が扶養する小学校4年生から18歳未満の子どもが1人以上いる場合

※3 保護者が扶養する小学校3年生以下の子どもがいる場合

※4 保護者と生計を一にする小学校4年生以上の子どもが2人以上いる場合

注) 利用者負担額を計算する際の税額には、次の控除は適用しません。

寄付金控除・住宅借入金等特別控除・配当控除・外国税額控除等